

5 年間の水張りルール取扱要領

令和 9 年度以降、過去 5 年間連続して水張り（水稻の作付け）が行われていない農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象としないとされました。

ただし、以下のアまたはイに該当するものは、5 年間に 1 度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しないとされています。

ア 災害復旧に関連する事業が実施されている場合

イ 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※いずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことができる場合に除外されません。

そして、「水張り」は、水稻作付により確認することを基本としますが、令和 7 年度又は令和 8 年度において、以下のいずれかを行った場合は、水張りを行ったとみなします。

○ 連作障害を回避する取組を行う。

○ たん水管理を 1 か月以上行う。

胎内市農業再生協議会（以下「協議会」といいます。）では、上記に示す「水張り」の実施方法及び確認方法について、以下のとおりとします。ご確認の上、対応してくださいようお願いいたします。

なお、電子データが必要な場合は、taisaikyo@city.tainai.lg.jp あてにその旨お知らせください。

○ 「連作障害を回避する取組を行う」の実施方法及び確認方法

耕作者は、連作障害回避の取組（①土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用、②土壌に係る薬剤の散布、③後作緑肥の作付、④病虫害抵抗性品種の作付）のうち一つ以上を実施する。

取組を実施した根拠資料として、作業日誌や資材の購入伝票を保管する。

○ 「たん水管理を1か月以上行う」の実施方法及び確認方法

① 耕作者から協議会に対しての申請

- ・水張りを予定する耕作者は、事前に【様式1】「5年水張りルール実施計画書兼確認書」を協議会に提出してください。
- ・提出方法は、持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかとします。
- ・提出期限は、水張りを行う1週間前を目安とします。

※ 事前の連絡がない場合は原則たん水管理をしたとは認められません。

② 耕作者における報告書の作成

- ・耕作者は、【様式2】「交付対象水田における水張りに関する報告書」を作成し、水張り終了後に協議会に提出してください。
- ・耕作者は、必ずたん水管理開始日とたん水管理終了日の2回写真を撮影してください。
- ・写真撮影に当たっては、【様式2】の※の注記に留意してください。
- ・耕作者以外が撮影することも可能ですが注記等は遵守してください。
- ・提出方法は、持参、郵送、電子メールのいずれかとします。（ファクスは文字や写真が読み取れない可能性があるため不可とします。）
- ・提出期限は、たん水管理終了後2週間後程度を目安としますが、農作業の状況により遅れる場合はその旨お知らせください。

③ 協議会における現地確認

- ・協議会は、耕作者からの申請に基づき、たん水管理実施期間内に少なくとも1回現地を確認します。
- ・現地確認に当たっては、ほ場の全体（おおむね8割程度以上）に水が張られているか、通常の水稲作付け時の水位があるかといった点を目視にて確認することを基本とします。
- ・原則耕作者の立ち合いは不要とします。
- ・協議会は、目視確認時にはほ場の写真を撮影することとし、記録として【様式3】「交付対象水田における水張りに関する確認書」を作成します。

○ その他

- ・実施方法及び確認方法は、国の取扱いの変更等により見直しを行います。
- ・見直しを行う場合は、年度ごとでの見直しを基本とします。